

第 1 3 3 回
青森県都市計画審議会
議事録

平成23年11月18日(金)

日 時：平成23年11月18日（金） 午後1時30分から

場 所：青森県庁 西棟8階大会議室

出席者：委員 佐々木 弘子

委員 山本 恭逸

委員 氏家 良博

委員 田中 正子

委員 板垣 美保

委員 藤村 幸子

委員 伊勢 敬久 （代理：齊藤 紳治）

委員 佐藤 憲雄 （代理：高橋 修一）

委員 徳山 日出男 （代理：齋藤 廣昭）

委員 清谷 伸吾 （代理：田中 和男）

委員 山本 有一 （代理：東海 正友）

委員 森内 之保留

委員 白石 洋

以上13名出席

案 件：議案第1号 八戸都市計画道路の変更（青森県決定）について
議案第2号 弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
（青森県決定）について
議案第3号 弘前広域都市計画区域区分の変更（青森県決定）について

(事務局)

ただいまから、第133回青森県都市計画審議会を開会いたします。

今回、第2号委員の人事異動により、お手元の青森県都市計画審議会委員名簿のとおり委員に変動がございましたので、ここで出席委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

第1号委員は、学識経験を有する皆様方でございます。

会長の青森公立大学教授 山本恭逸様でございます。

青森県ビックウーマンの佐々木弘子様でございます。

弘前大学教授の氏家良博様でございます。

社団法人青森観光コンベンション協会の田中正子様でございますが、後ほどお見えになる予定になっております。

社団法人青森県建築士会の板垣美保様でございます。

はちのへ女性まちづくり塾生の会の藤村幸子様でございます。

第2号委員は、関係行政機関の皆様方でございます。この度、第2号委員の方は改選されております。

東北財務局青森財務事務所長の伊勢敬久様でございますが、本日は代理として斉藤紳治様が出席されております。

東北農政局長の佐藤憲雄様でございますが、本日は代理として高橋修一様が出席されております。

東北地方整備局長の徳山日出男様でございますが、本日は代理として青森河川国道事務所の齋藤廣昭様が出席されております。

東北運輸局長の清谷伸吾様でございますが、本日は代理として青森運輸支局の田中和男様が出席されております。

新たにご就任いただく青森県警察本部長の山本有一様でございますが、本日は代理として東海正友様が出席されております。

第4号委員は、県議会の議員の方でございます。

森内之保留様でございます。

第5号委員は、市町村議会の議長を代表する方でございます。
青森県町村議会議長会会長の白石洋様でございます。

本日の出席状況につきましては、委員17名のうち、田中様を含めて13名が出席されており、出席者の総数が過半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、当審議会の庶務に従事する幹事の紹介をさせていただきます。
前回から引き続き幹事を務めております、
青森県県土整備部都市計画課長の筒井清二です。
青森県県土整備部建築住宅課長の木村勝美です。

本日は、青森県から付議された3件の議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、お配りしております資料の確認を行わせていただきます。

1ページに第133回青森県都市計画審議会次第、2ページに委員名簿及び出席状況、3ページに委員席図となります。

議案書です。

A3判横の議案第1号から第3号までの参考資料です。

A4判縦の資料1が「整備、開発及び保全の方針」の案です。

A3判横の資料2が「整備、開発及び保全の方針」の新旧対照です。

不足などございましたら事務局までお申し付け下さい。

それでは、青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして会長が会議の議長となりますので、山本議長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(山本議長)

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

ここで慣例によりまして、私の方から議事録署名委員お二方を指名させていただきます。お一方は田中正子委員にお願いいたします。もうお一方は白石洋委員にお願いいた

します。

それでは、議案の審議に入ります。本日は3件ございます。

まず、議案第1号 八戸都市計画道路の変更（青森県決定）について、ご審議をお願いいたします。

議案の内容につきまして、事務局の方からご説明をお願いします。

（事務局）

それでは議案第1号 八戸都市計画道路の変更（青森県決定）について、説明させていただきます。

はじめに都市計画道路やその見直しの背景などについて、前回の審議会と同じ内容になりますが、改めて説明いたしまして、その後に具体の変更について説明させていただきます。正面のスクリーンをご覧くださいながら、説明をお聞きいただければと思います。

まず、都市計画道路についてです。都市計画道路とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、つまり、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するため、都市計画法に基づいて決定している道路のことです。

次に、目的とその効果です。都市計画道路に決定することにより、事前にそのルートを示すことができ、その決定された範囲には建築制限、いわゆる一定の私権制限がかかるほか、事業認可を得ることで土地の収用が可能になるなど、道路の建設を円滑に行うことができるようになります。

この建築制限について、簡単に説明いたします。この図は、建築制限のイメージを図に示したものです。この黒い線が現在の道路の幅を示した線です。この青い点線が、都市計画道路の幅を示す線です。建築制限を受けるのは黒い線と青い点線の間になり、ほとんどが民間の土地となっております。

この制限区域において、基本的には建築物を建てる際は2階以下で地階を有しない建築物であり、かつ比較的容易に移転できる木造等の建築物でなければ建築することができないこととなります。

また、都市計画道路を整備する事業を通常、街路事業と言っており、例えば、現道の

幅員が8mの道路について、幅員16mで都市計画決定されている場合、計画区間を一律に計画決定幅の16mで整備する事業のことです。

この写真は、街路事業の整備後の写真です。すべての区間が計画決定幅で整備されています。都市計画決定を行い、街路事業を実施することにより、このような整備が可能となります。

都市計画道路を取り巻く環境について、4点ほどございます。

まず、1点目として、県全体の人口は、平成17年の国勢調査では約143万人となっていますが、厚生労働省の施設機関である国立社会保障・人口問題研究所の推計では、30年後には約3割減少する予測となっています。

2点目として、国土交通省では将来交通の需要予測を5年ごとに出しております。その交通需要予測値を、近年は、常に実績値が上回っておりましたが、平成18年に-5.8%と下回りました。

3点目として、青森県の自動車保有台数がはじめて平成19年から減少し始めております。

4点目として、社会資本整備費の縮小が続いております。このような中で、事業効果を上げるよう選択と集中により事業を行う必要があり、さらに現道等の既存ストックの活用が求められています。

都市計画道路は、高度経済成長期の人口増加、右肩上がりの経済成長、交通量の増大、市街地の拡大などの時代にその多くを決定しております。しかしながら、今説明いたしましたように、人口の急激な減少、経済の低成長、交通量の減少、自動車保有台数の減少など、社会経済情勢の変化を踏まえ、今回、全体的な見直しを行なっているものでございます。また、国でも、こうした状況を踏まえ、都市計画道路の見直しを行うよう各自治体へ働きかけております。

見直しに当たっては、都市計画道路としての必要性、代替道路の有無、事業実現性、将来交通需要推計の結果等を総合的に勘案し、都市計画道路の見直しパターンを、1. 継続、2. 変更、3. 廃止の3パターンに分類しております。

このうち、変更につきましては、将来交通需要推計の結果から、現況道路幅員に合わせて計画幅員を変更することが妥当と判断された路線、事業実現性から現況道路に合わ

せて計画線形を変更することが妥当と判断された路線などが該当します。

また、廃止につきましては、代替道路の有無や将来交通需要推計を勘案した結果、都市計画道路として一律の幅員で整備する必要性が低いと判断された路線等が該当します。

今回の見直しにより、都市計画道路を廃止したからといって、その道路を今後整備しないということではございません。例えば、部分的に通学路等のため歩道の整備が必要な場合は、街路事業で路線全線を同じ計画幅で一律に整備するのではなく、歩道だけの整備を行う、あるいは、交差点の混雑が激しい場合は、交差点改良や右折や左折レーンの部分拡幅を行うなど、交通環境や整備の緊急性等を総合的に考慮しながら、その地区にあった局部改良を行うなど、現在の道路（ストック）を最大限に活用した整備手法に方向転換していくということでございます。

また、都市計画決定している道路の区域には、大部分の民間の土地が含まれています。その区域は、都市計画決定している間、建築制限がかかった状態が続くということです。将来の都市の健全な発展と秩序ある整備を図るためには長い期間を要することから、その建築制限は必要となりますが、特に交通需要の増加が見込まれない都市計画道路は、見直しを行い、建築制限を外す必要があると考えています。

今後も都市計画道路を取り巻く環境の変化が予想されることから、おおむね5年ごとに定期的な見直しを行うこととしております。

それでは、八戸都市計画道路の具体的な変更内容について説明いたします。お手元の資料のうち、議案書は3ページ、参考資料は1ページをお開き下さい。参考資料の1ページに都市計画図、2ページに変更の概要を載せております。

参考資料の2ページの表をご覧ください。変更路線は27路線となります。このうち名称の欄の路線番号の左側に①、②という番号のついていない路線があります。一番上の3・1・1号八戸駅西中央通り線を含めて19路線ありますが、これらの路線は車線数の追加だけの変更となります。これは、平成10年の都市計画法改正に伴い都市計画道路の決定事項に「車線数」が新たに追加されたことによるものです。よって、車線数の追加だけで、道路の形態などの実質的な変更はございません。

①から⑧の8路線につきましては、事業計画の変更に伴う道路区域の変更や交通需要の増加が見込めないこと等から都市計画道路の一部又は全部を廃止するものです。

それでは、路線ごとに説明いたしますので、正面のスクリーンをご覧くださいながらお聞き下さい。

①の3・2・3号沼館河原木線です。八戸市沼館を起点に、沼館大橋を経て、市内河原木に至る路線で、今回新たに追加決定される路線となります。元々は、後で説明させていただく3・4・12号沼館百石線でしたが、沼館百石線の一部区間廃止に伴い、沼館百石線が中抜けとなることから、起点から3,220mの区間について、新たに追加決定するものであります。

整備済み区間の写真です。4車線で整備されており、両側に歩道が整備されています。

次に、②の3・3・8号白銀市川環状線です。八戸市白銀を起点として、田向地区、中居林地区を通りながら、市内市川までを結ぶ八戸都市計画区域の外環状路線であります。

今回変更となるのは、中居林地区の区域が変更となります。決定当初は、道路の幅員部分のみの区域決定でしたが、道路法面等の区域が明確になったことから、それらの区域について追加決定するものです。

この図面上で、赤く着色している部分が今回追加決定される区域となっております。既設進入路への摺付等を考慮して区域の範囲を決めております。

起点側から中居林工区を撮影した写真です。起点側は4車線で整備済みとなっております。

これは終点側から中居林工区を撮影した写真です。終点側についても同じく4車線で整備済みとなっております。

次に③の3・4・10号新井田鮫線についてです。新井田鮫線は国道45号から東運動公園脇を通過し、鮫地区に向かう路線ですが、八戸市決定により変更される3・5・3号鮫線の線形変更に伴い、終点部の約60mの区間について、都市計画決定を廃止し

ます。

なお、3・5・3号鮫線の都市計画変更については、平成23年10月26日開催の八戸市都市計画審議会において、原案通り可決されております。

次に④の3・4・12号市川苗振谷地線についてです。八戸市沼館を起点として、おいらせ町千刈田までを結ぶ路線として沼館百石線という名称で都市計画決定されておりました。

起点から3,220mの地点から国道45号までの区間については、現道幅員が約9～12mと確保されているとともに、代替道路があり、将来交通量の伸びも期待できません。

また、終点側の国道338号区間については、将来交通需要の伸びが少ないことから、これらの区間について、都市計画道路の決定を廃止するものです。また、この変更により起点終点が変わることから、名称を市川苗振谷地線に変更します。

これは現道のうち、国道45号区間の写真です。幅員11～12mで、両側に歩道が整備されております。

これは今回廃止される区間の現道の写真になります。幅員約9～12mで両側に歩道が整備されております。

次に⑤の3・4・16号市川間木線についてです。八戸市市川町を起点として、おいらせ町内を通過して、八戸北丘陵下田公園までを結ぶ路線となっております。現道幅員は7m～16mと一定の幅員が確保され、また、将来の交通量増加が見込めないことから、この路線の都市計画決定を廃止するものであります。

これは現道のうち、八戸市側の写真です。幅員は約16mで、両側に歩道が設置されています。

これは現道のうち、おいらせ町側の写真です。幅員は約7～8mで、片側に歩道が設置されています。

次に⑥の3・4・24号橋向線についてです。八戸市市川町の橋向地区から水産加工団地を経て主要地方道八戸百石線に至る路線です。一部の改良で代替機能を発揮できる

現道があり、将来交通需要の伸びも期待できないことから、この路線の都市計画決定を廃止します。

これは現道の写真です。幅員約9mで、片側に歩道が整備されております。

次に⑦の3・5・1号沼館三日町線についてです。八戸市沼館を起点として、本八戸駅、市役所前を通過し国道340号に至る路線です。今回の変更は、線形・区域の変更となっております。

画面上で赤く着色されている区域が今回追加で決定される区域、黒で着色されている区域が廃止される区域となります。県重宝に指定されている八戸城角御殿表門を避けるため、一部線形の変更を行います。併せてJR八戸線沿線の路線で八戸市決定となる7・7・8号柏崎一丁目線への取付を考慮し、交差部について必要な区域を追加決定します。この変更を受けて7・7・8号柏崎一丁目線についても線形・区域の変更を行います。なお、柏崎一丁目線については、平成23年10月26日開催の八戸市都市計画審議会において、原案通り可決されております。

これは県重宝八戸城角御殿表門付近の写真です。これを避けるため、一部線形の変更を行うものです。

次に⑧の3・5・4号新荒町笹子線についてです。八戸市新荒町を起点として、市内糠塚までを結ぶ路線です。国道340号の一部となっております。現道幅員は約10m～14mと一定の幅員が確保されているほか、今後の交通需要の増加が見込めないことから、この路線の都市計画決定を廃止するものであります。

これは現道の写真です。幅員10m～14mで両側に歩道が整備されております。

以上で、八戸都市計画道路の変更に関する説明を終わらせていただきます。なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成23年10月6日から10月19日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(山本議長)

ただいま説明のありました議案第1号につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(青森財務事務所)

資料の【概要】の上から8行目に、「これらのことから、県では青森市と共同で見直し」と記されているのですが、八戸市の都市計画道路の決定になぜ青森市が関わってくるのでしょうか。

(事務局)

お詫びして訂正申し上げます。ミスプリントでございます。八戸市でございます。

(山本議長)

それでは今の箇所について、青森市とありましたところを八戸市と訂正していただければと思います。

(森内委員)

⑧について、私は八戸市にあまり詳しくないのですが、八戸高校の前の通りですか。

(事務局)

そうです。八戸高校前の国道340号になります。

(森内委員)

長根公園まで車で行くと、バス停にバスが停まって結構渋滞が起きている感じがいつもします。都市計画というのはやはり交通を潤滑にすることだと思うのですが、こうした点も考えた上で廃止となったのでしょうか。

(事務局)

委員のおっしゃるように、局所的にそういったことが見られる箇所については、冒頭で申し上げたように、既存のストック、つまり道路機能があるものは極力それを使うというように、何が何でも新築するというのではなく、リフォームしていくということで

ございます。使えるものはリフォームして、何か足りない機能があるのであれば付加していくということです。委員がおっしゃった所には、右折左折レーンを設ける、というように、部分の交差点改良を視野に入れながらやっていきたいと考えております。

(森内委員)

今申し上げたのはバスのことですので、出来ればバスレーンのようなものを、歩道の方に寄るような形で作るというようなこと考えていただければよろしいのかなと思います。この写真を見ると歩道に若干余裕があるような気がしないでもありませんので、こういったことも検討していただければと思います。

(事務局)

今後実際に事業を進める際には、森内委員のご意見を参考にさせていただきたいと思っております。

(青森財務事務所)

⑥の橋向線ですが、この地区は3月11日の震災の際に、波をかぶっていないのですか。

(事務局)

五戸川の河口部分が津波で護岸が倒壊したりしておりますが、路線自体まで波が来ているかどうかは不確かです。

(事務局)

都市計画課課長代理の佐々木です。私も震災の後、この地区を見てきましたが、道路までは波は来ておりませんでした。道路のあるところは海岸線より若干高くなっておりまして、道路と海岸線のちょうど真ん中くらいまでは波が来ている形跡がございましたが、道路までは来ておりませんでした。この点は確認しております。以上でございます。

(青森財務事務所)

ただ、その海側の方は波をかぶっているということなので、避難道としての何らかの道路を確保する必要があるのではないかと思います。そういったことも検討した上で、

橋向線の都市計画道路決定を廃止するというのでしょうか。それとも、都市計画道路からは外すけれども、災害等があった場合のことを考慮して、八戸市などで街路事業をやっていくというビジョンがあるのでしょうか。

(事務局)

都市計画道路の廃止等の検討に関しましては、あくまでも交通量を基本にしておりますので、委員のおっしゃったような防災という観点からの検討はしておりません。

ただ、今のところ、旧道があることによって道路の機能は確保されております。防災という点を考えて避難道路といった二次的な機能を持たせるということになりますと、八戸市と協議をしていくこととなります。避難のルートをどうするのかによっても道路の配置が違ってくるでしょうから、そういったことを踏まえつつ、都市計画道路の変更とはまた別な次元で協議をしていきたいと考えております。

(藤村委員)

先程被害を受けていないとのことだった橋向線について、今回は防災とあまり関係がないということ言葉を差し控えていたのですが、私共が活動したときは、多賀小学校が避難場所になっておりまして、その近辺の橋向地区の方々は相当被害を受けておりましたので、伊勢委員のおっしゃったことは本当にその通りだなと思って聞いておりました。川にはだいぶ波が逆流しましたので、確か被害は出ているはずですが、この橋向地区は相当の被害を受けている場所ですので、伊勢委員のおっしゃったことはごもっともだと思います。

(山本議長)

他にご意見等ございませんでしょうか。

(各委員)

なし。

(山本議長)

森内委員のご指摘された点について、特にバス停に関わる部分は、拡幅するなどといったことは、道路事業として引き続き行なっていく。また伊勢委員のご指摘された防災

の観点については、これは都市計画道路とは別であると言ってしまうとそれまでなのですが、都市計画道路からは橋向線を外すけれども、防災の観点から整備する必要があるれば、道路事業として引き続き整備していく。このような理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(山本議長)

それではご意見等も出尽くしたようですので、お諮りいたします。議案第1号につきまして、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(山本議長)

それではご異議ないようですので、議案第1号につきましては原案どおり決することといたします。

次に、議案第2号 弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（青森県決定）について、ご審議をお願いいたします。

議案の内容につきまして、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは議案第2号について説明させていただきます。

はじめに、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について説明させていただきます。これにつきましても、前回の審議会と同じ内容になりますが、改めてご説明いたします。

整備、開発及び保全の方針は通常「区域マスタープラン」と呼んでおりますが、平成12年の都市計画法改正により、すべての都市計画域で定めることとなり、平成16年に県内の全ての都市計画区域で決定しております。県では、おおむね5年ごとの都市計画基礎調査などを踏まえ、見直し作業を進めており、これまで19の区域で見直しを終

えております。

国の都市計画運用指針では、整備、開発及び保全の方針は、おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の基本的方向を定めるものであり、用途地域、道路や土地区画整理事業など、具体の都市計画を実施するうえで、土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業などの方向性を示すものとなっております。よって、この決定により具体的に土地に規制がかかるとか、道路の整備を行うといったものではありません。

整備、開発及び保全の方針において定めることは、大きく3点あります。

- ①都市づくりの基本理念、市街地像
- ②区域区分を行うかどうかの選択
- ③主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業等についての方針

などを定めることになっております。

今回の見直しにあたっては、概ね5年ごとに行っている都市計画基礎調査の結果や、先ほど都市計画道路の見直しの説明時に申しましたが、本格的な人口減少時代の到来や少子高齢化の進展、地球規模の環境問題、財政的な制約の顕在化等の社会情勢の変化を踏まえて行っております。

これらの状況を踏まえて、全県的な見直しを行っておりますが、その見直しにあたり、2つの視点、

- ①コンパクトな都市づくり
- ②優良な農地や身近な自然・緑地の保全

の2つの視点で見直しを行っております。

まず、この2つの視点について簡単にご説明いたします。1つ目の「コンパクトな都市づくり」ですが、これは市街地を縮めるという形態的な概念ではなく、現在の市街地をむやみに広げるのではなく、原則として、新たな市街地の拡大は行わず、既存ストックを有効に活用しながら、まちなかに商業、業務、住居などの都市機能を集めた都市づ

くりを行うことで、市街地と農地などの郊外の環境が良好な状態で保たれ、かつ、歴史的・文化的資源も保全されることにより、持続可能な都市づくりを進めるということです。

2つ目「優良な農地や身近な自然・緑地の保全」ですが、これは市街地周囲に広がる比較的大規模な優良農地が本県の農業の発展に欠かせない重要な資源であり、また、身近な里山や自然環境は心に潤いを与え、郷愁を誘う農村景観を形成するなど住民にとってかけがえのない存在となっております。「農林漁業との健全な調和を図る」という都市計画の基本理念に基づき、現在ある優良な農地や身近な自然・緑地を保全する都市づくりを進めるということです。

続いて、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更状況について、簡単に説明いたします。

参考資料の3ページにも記載しておりますが、赤枠で囲んである弘前広域都市計画区域が今回の審議会にお諮りするものです。また、青枠で囲んである19の都市計画区域は前回までにご審議いただき、既に変更されているものです。残りの4区域につきましては、今後、変更内容がまとまり次第見直しをする予定となっております。

整備、開発及び保全の方針の参考資料としては、お手元のA4縦の右上に資料1と記したものと、A3横の新旧を対照した右上に資料2と記したものになります。本日は、A3横の新旧を対照した資料と正面のスクリーンをご覧いただきながら説明をお聞きいただければと思います。なお、本日の説明において、A3横の新旧を対照した資料について、「区域マス資料」と省略させていただきます。

「整備、開発及び保全の方針」の説明に関しては、主に

- ・ 目標年次
- ・ 区域区分の選択
- ・ 都市づくりの基本理念

を中心に説明させていただきます。

それでは、議案第2号 弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(青

森県決定) について、説明させていただきます。

議案書は6 ページからとなります。

また、区域マス資料、右上に「資料2」と記してあるA3横の資料をご覧ください。左側が変更前で、右側が変更後の新旧対照としております。朱書きしているところが変更箇所です。

まず、区域マス資料の1 ページをお開き下さい。弘前広域都市計画区域は、名前に広域とありますように複数の都市により構成されております。前回の区域マスタープラン策定の際には7市町村で構成しておりましたが、その後の市町村合併により、現在では弘前市、平川市、藤崎町、大鰐町、そして田舎館村の5市町村で構成されております。この図で赤い線で囲まれたところが、弘前広域都市計画区域となります。

続きまして、目標年次ですが、おおむね20年後ということで、平成42年に設定しております。

また、前回は基準年を記載しておりましたが、これは検討の参考とする国勢調査の実施年を記載していたものであり、今回の見直しでは平成17年となります。しかしながら、実際に検討を行った時期と相違があることから、今回は記載をしないことといたしました。

続いて2 ページをお開き下さい。都市づくりの基本理念について説明いたします。弘前広域都市計画区域は、本県南西部の津軽平野南部に位置し、城下町として発展した弘前市の市街地を中心に平川市、藤崎町、大鰐町及び田舎館村の市街地が幹線道路や鉄道などにより連絡され、一体的な生活・経済圏を形成しております。

この区域では、中南圏域の中心都市としての弘前市を中心に、各都市が相互に連携を深めながら、コンパクトで魅力ある都市づくりを目指すこととしております。

以下、4つの観点で基本理念を整理しております。

1点目の「広域都市計画における効率的でにぎわいのあるコンパクトな都市づくり」においては、区域の中心である弘前市では、商業、業務など高次都市機能の集積を図り、周辺市町村では弘前市との適切な役割分担のもとに、それぞれの特性を活かした都市機能を充実・強化する都市づくりを進めることとし、区域内の連携をより強くするため、放射状の道路網や公共交通機関を強化する都市づくりを進めることとしております。

2点目の「誰もが安心して快適に暮らせる都市づくり」においては、バリアフリーなどに配慮した道路などの都市基盤整備を進め、安全性、快適性、防災性の高い都市づくりを進めると共に、地域コミュニティが健全に維持された都市づくりを進めることとしております。

また、3点目の「地域の歴史や自然を活かした都市づくり」においては、歴史的な街並みや独自の文化資源、自然環境などを保全・活用し、観光拠点を充実・整備し多くの人が訪れる都市づくりを進めると共に、岩木川水系や市街地の残る緑地、樹林地などを保全・活用し、都市の緑化を積極的に行い、水と緑あふれる都市づくりを進めることとしております。

そして、4点目の「食の生産基盤の保全と先端技術が振興する都市づくり」においては、都市的土地利用を図るべきところと優良な農地や自然など保全すべきところを明確に区分し、農業生産基盤の保全を進めることとしております。また、高次の学術・研究機能を有する優位性を活かし、研究開発機能や先端技術産業などの立地促進に向けた土地利用を推進する都市づくりを進めることとしております。

次に、3ページから5ページにかけてですが、本区域には5市町村の市街地があることから、更に、それぞれの地域ごとに市街地像を定めております。弘前市は『自然と共に生きる豊かな産業・文化都市』、平川市は『ひと・地域・産業がきらめくまち ひらかわ』、藤崎町は『みんなで創る 心豊かな 優しいまち』、大鰐町は『健やか・彩り・輝きのまち おおわに』、田舎館村は『人温もり 緑きらめく 夢大地を生きる～田舎だーって Iーじゃん』としており、これらの市街地像は、各市町村で策定した総合計画や都市計画マスタープランを参考にしております。

次に7ページをお開き下さい。区域区分制度を適用するかどうかの選択です。現在、弘前広域都市計画区域では区域区分を定め、区域を市街化区域と市街化調整区域に分けております。

本区域においては、前回、増加傾向であった人口が減少傾向となっておりますが、製造品出荷額等や商業販売額はまだ増加傾向にあります。また、大規模都市である弘前市を擁する人口の多い区域であることから、市街化圧力は高く、今後もこれを適切に制御し、計画的な市街地整備を図り、良好な市街地環境の形成と都市機能の集積が必要であります。また、市街地外にある農地や緑地などを積極的に保全し、自然環境と調和し

た潤いある都市づくりをする必要があります。このことから、当区域では、これまでと同様に区域区分を定めるものとします。

続いてそのほかに変更した主な点として、区域マス資料の16ページから17ページになりますが、都市計画道路等については、既に整備が終わったものは除き、これから整備するものについて付け加えております。その他については、市町村合併に伴う表現の修正に留まっております。

以上が弘前広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要でございます。なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成23年10月18日から31日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

(山本議長)

ただいま説明のありました議案第2号について、ご意見・ご質問等ございますでしょうか。

(東北農政局)

2ページ「都市づくりの基本理念」の中の3つ目の●のところに「水田や樹園地などを保全・活用する」と追加されていますが、具体的にはどのようなことを考えておられるのでしょうか。

また、その次の●の2行目に「保全すべきところを明確に区分し、水田や樹園地などの農業生産基盤の保全を進める」とあります。「明確に区分し」というところを、もう少し具体的に教えていただければと思います。

(事務局)

1点目の、『地域の歴史や自然を活かした都市づくり』の「水田や樹園地などの保全・活用」というところについてですが、今のところ具体的な施策はありません。ただ、この弘前広域都市計画区域については、市街化区域と市街化調整区域に分けられている線引き都市計画区域になっております。その意味では、特に市街化調整区域に存在する優良な農地については、都市計画の制度的にかなり開発が制約されておりますので、保全

は図られると考えております。活用ということになりますと、都市計画で行うというよりも、農業の方の事業で行うということになるかと思いますが、言葉としては「保全・活用」とさせていただきます。

2点目の、『食の生産基盤の保全と先端技術が振興する都市づくり』の「優良な農地や身近な自然・緑地などの保全すべきところを明確に区分し」というところについてですが、これにつきましても、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分けるということが、都市計画としてできる明確な区分であると考えております。

(氏家委員)

弘前に30年近く住んで愛着を持っているものですから、今回の都市計画の変更については少し細かく見させていただきましたので、気づいたところをお聞きしたいと思います。

まず、9ページ「新」の方の、(1)①『a 業務地』の2行目の最後の方から「上白銀町、下白銀町及びその周辺において、業務、行政機能の集積を高めていく」とあります。確か、前にその地域にあった弘前警察署や保健センターは郊外に移しているわけです。しかも、県の合同庁舎がありますけれども、その建物もかなり古くなっていて、そう遠くない時期に建て替えになるのではないかと考えています。こういったことも含めて、さらにあの地域にもう一度集積しようと考えているのでしょうか。

次に11ページ真ん中、『c 工業地』の4行目に、「また、オフィス・アルカディア地区では、緑豊かな環境の中、研究開発機能の立地誘導を図るものとし、低密度の土地利用を行う」とあります。もっと前の文言では、いろいろなものを集積するというように書いてありました。「低密度の土地利用」という言葉はその分野の専門用語なのかもしれませんが、緑を多くするというようなニュアンスは分かるものの、これだけでは「広い土地にぽつぽつと研究開発拠点があればいい」というように読み取れるのではないかと思います。もう少しいい言葉があった方がいいと思いますが、もし検討されているのであれば教えていただければと思います。

それから、18ページの「新」の方の一番下、『イ) 整備水準の目標』の【河川】に「一級河川岩木川や事業実施中の河川については、河川改修を引き続き実施する」とあ

ります。これは当然いいことだとは思いますが、私は散歩が好きでよく郊外の方には行くのですが、そうするとコンクリートで護岸工事を行なっている所がたくさんあるので、この河川改修というのは、これを継続していくということなのかなと思います。一方ページ中程の【河川】の方では、「自然生態に配慮した環境づくり」とあります。全国では、コンクリートによらない、生態系を大事にした護岸工事を先駆的に行なっている自治体もあると思います。こういった事例も踏まえつつ、今後河川改修を継続していくという風に考えてよいのでしょうか。

それから21ページ「新」の方の、『(3) 市街地再開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針』の『① 主要な市街地開発事業の決定の方針』の2行目に、「今後は、中心市街地の再整備を積極的に進め、分散化の傾向にある都市機能の集約化と複合化を進め」とあります。中心市街地という言葉は前の方にも出てきますが、これは「土手町を中心とした地域」と読める箇所と、「土手町に城東や郊外も含めた地域」と読める箇所の2つがあります。このページでは、「土手町を中心とした地域」という狭い意味での中心市街地に、再度機能を集約化・複合化していく、ということと理解してよいのでしょうか。この中心市街地という言葉の意味をお聞きしたいと思います。

あと24ページの「新」の方の、『a 公園緑地等の配置方針及び整備目標』の表の「緑道」の欄に、「市街地での緑のネットワークの軸として、浪岡緑道の整備を促進する」とあります。この浪岡というのは、青森市と合併した浪岡のことでしょうか。

あと『④ 主要な緑地の確保目標』の表の「総合公園」の欄に、「鷹揚公園」とあります。少なくとも、主要な緑地の確保ということからすると、すでにここは完成に近いのではないかと思います。そのためこの公園は、城壁の修復を大々的に行ったりはしているものの、緑地の確保目標の中に入るようなものではないのではないのでしょうか。

以上について、ご説明をよろしく申し上げます。

(事務局)

まず9ページの「機能の集積」についてですが、確かに現在、例えば法務局が城東地区に移動したりして、機能が中心市街地の外に移ってきてはいます。しかしながら市役

所や県の合同庁舎などは、上白銀町やその周辺地区に固まっております。これらについては外に移さずに、この地区で機能を維持していくという意味で、従来の表現と同じではありますが「行政機能の集積」としております。

ただ、具体的にどの行政機能をここに持ってくるかということについては検討しておりません。ですので、今のところの考え方としましては、既存の市役所などについて、このまま機能の維持、または向上を図っていくということです。

次に11ページの「低密度の土地利用」ということについてですが、これはどちらかというと、オフィス・アルカディアのように郊外の工業地について述べているものです。ここについては氏家委員のおっしゃるように、緑豊かな環境ということを重視し、「低密度」という表現をさせていただいております。わかりにくい表現ではあるかと思いますが、例えば逆に「工業機能を集積する」と表現した場合、「緑豊かな」という意味合いが出なくなりますので、従来のとおり「低密度」という言葉を使わせていただきました。

次に18ページの河川改修についてです。河川改修については現在行われているものも、これから着手するものもございます。これらについては、従来の方法がその改修場所に適しているのであれば、引き続きこの方法で改修を続けていき、より水に親しむことができるような改修方法があれば、それを選択していくということです。整備の方針としましては「水辺に親しむことのできる環境づくり」とし、改修はしつつも環境に配慮した方法で行う、という文言を入れさせていただきました。

『イ) 整備水準の目標』ではこのような詳細は記しておりませんが、「引き続き実施する」としているとおおり、現在行われている改修工事をこのまま継続していくということとでございます。現在の方法の良し悪しについては、実際に事業を進めていく中での判断になってくるとお思いますので、ここではこうした表現に留めさせていただいております。

次に21ページの「中心市街地」という言葉についてです。ここでの「中心市街地」は、駅前から土手町にかけての、狭義の中心市街地でございます。二通りの意味に捉えられかねないということでしたが、基本的には駅前を中心とした地区を中心市街地と考えております。

最後のページの緑道についてですが、これにつきましても現在のところこのまま整備を継続していく予定ですので、従来の表現を使っております。

また、鷹揚公園につきましては、弘前城とその周辺は昔からあるところであり、確かにある程度整備は進んでおります。整備計画としては平成29年までであるようですので、ここでは総合公園としての弘前城公園を記載しました。

以上でございます。

(山本議長)

浪岡緑道についてのご質問の主旨は、浪岡というのは青森市と合併した浪岡のことかどうか、ということかと理解しております。

(事務局)

浪岡緑道につきましては、事務局の資料を確認しましたところ、記載が誤っている可能性があります。調べ直して、弘前広域都市計画区域に関わる場所がないのであれば、削除いたします。

(山本議長)

審議会時間内に確認は可能でしょうか。

(事務局)

承知しました。時間内に確認いたします。

(山本議長)

他の説明について、氏家委員いかがでしょうか。

(氏家委員)

どうもありがとうございました。大体そういった回答だろうと予想を持って聞いておりました。

ただ、冒頭に都市計画の方針などを説明していただいたときに、「20年後の姿を」と言われておりました。先程の集約化のことについて、私もこれ以上集約化が進むとは思えないのですが、都市計画の方針として集約化を進めるというのであれば、今後の建て替えなどのときに、やはりそれを念頭に置いて計画を立てていただくのが本来だと思います。反対するという訳ではありませんが、折角5年に1回都市計画の方針を変更するというのであれば、やはりそうした修正もしていただいたほうがいいと思います。今後検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

(山本議長)

氏家委員の指摘されました河川改修について、これは河川法が改正された段階で改修のスタンスがかなり変わったと、私なりには理解しております。川岸が親水空間などといったものになってきており、単に護岸工事だけすればいいという発想ではなくなってきております。そうは言いますがやはり、今回の震災での津波を考えますと、ある程度の部分はコンクリートで固めなければならない部分はあるだろうと思います。それらのバランスをどう取るかということについては、各論の段階でいろいろと議論があるところかと思えます。

いろいろな整備手法があるかと思えますので、具体的に整備を進めていく際には、状況に応じて手法が変わってくる部分も相当あるかと思えます。ですので、これまでの延長でそのまま進む、ということではないと思われます。

他にご質問等ございますでしょうか。

(各委員)

なし。

(山本議長)

それでは、先程の浪岡緑道の件が残っておりますので、第2号議案の採決は後ほど行うことにいたしまして、引き続き、第3号議案に進みたいと思います。

議案第3号 弘前広域都市計画区域区域区分の変更（青森県決定）について、ご審議をお願いいたします。

議案の内容につきまして、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

それでは議案第3号 弘前広域都市計画区域区分の変更（青森県決定）について、説明させていただきます。

お手元の資料のうち、議案書は9ページから、参考資料は5ページからとなっております。議案の説明に入ります前に、区域区分について、前のスクリーンで簡単にご説明いたします。

昭和43年に都市計画法が全面的に改正され、その際に区域区分の制度が設けられました。当時、高度経済成長期にあり、都市への人口集中がかなりの勢いで続いておりましたが、それに伴う乱開発等に対して法律が対応できていなかったことが、制度創設の背景となっております。具体的には、市街化区域と市街化調整区域を線引きする区域区分制度や開発許可制度が創設されました。

本県には、全部で24の都市計画区域があります。そのうち市街化区域と市街化調整区域を線引きする区域区分制度を選択している区域は、青森、弘前広域、八戸、六ヶ所の4区域となっております。残りの20区域は区域区分を選択しないいわゆる非線引き都市計画区域となっております。

区域区分制度は、先ほど説明しましたが、急激な都市化に伴う乱開発に対応するために導入された制度です。市街化区域は、計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域は、市街化を抑制する区域です。この2つの区域を明確に区分する制度です。

市街化区域と市街化調整区域を比較した表がこちらになります。

市街化区域は、積極的に市街化を図る区域であるため、農地転用の許可は不要です。また、一定の開発の質を確保するため、1,000㎡を超える開発は許可が必要となっております。

一方、市街化調整区域については、原則として開発は認められないなど、厳しい土地利用規制がしかれ、農家住宅や農林漁業の振興のための施設等、限られたもの以外の建築は制限されます。

この区域区分を定めなければならない区域は、先ほどご審議いただいた「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の中で県が判断し、弘前広域都市計画区域については区域区分をすることとしております。

この写真は、実際に区域区分をしている都市計画区域の写真で、赤い点線が市街化区域と市街化調整区域の境界になります。

区域区分の変更に関しては、2つのパターンがあります。1つは、市街化区域の拡大であり、いままで開発が規制されていた市街化調整区域を、市街化を促進する市街化区域に変更するものです。今回ご審議いただく案件は、このパターンとなります。もう一つは、市街化区域の縮小であり、市街化区域から市街化調整区域へ変更するものです。通常、逆線引きと言っており、開発が見込めない農地等が対象となります。

市街化区域に編入するためには、いくつかの条件があります。国が定めた都市計画運用指針においては、既成市街地に連続していること、現に相当程度宅地化している区域であること、おおむね10年で既成市街地になることが見込まれることのすべてを満たすことが望ましいとされております。

それでは、弘前広域都市計画区域についてご説明いたします。弘前広域都市計画区域は、先ほどもご説明したように弘前市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村の5市町村で構成されております。都市計画区域全体の面積は約29,000haで、そのうち市街化区域は約13%の3,723haとなっております。

スクリーン上の地図の赤い線で囲まれているのが都市計画区域全体で、薄く赤色が塗られている部分が市街化区域となります。色の塗られていない部分は市街化調整区域となります。

参考資料の7ページにも記載しておりますが、弘前広域都市計画区域においては、昭和46年に初めて区域区分、市街化区域及び市街化調整区域の都市計画決定を行っております。当初の市街化区域の面積は、2,913haで決定されておりましたが、その後の人口の増加や工業用地などの需要の増加に伴い、これまで5回の定期見直しと3回の随時変更により、現在の市街化区域の面積は3,723haと当初に比べて810ha増加しております。

それでは、今回の変更について具体的にご説明させていただきます。参考資料の7ページ右側をご覧ください。変更地区の一覧表を記載しております。

今回、定期見直しに合わせ、既に商業施設用地や住宅地として市街化されている区域を市街化区域に新たに編入することにより、都市的利用の整合性を図るため、弘前市2地区、平川市1地区の全部で3地区を市街化調整区域から市街化区域へ編入したいと考えております。この変更に伴い、市街化区域は現在の3,723haから3,753haと30ha増加することとなります。

これが、区域全体における今回市街化区域に編入する予定の区域です。

それぞれの地区について、ご説明いたします。まず、弘前市の2地区ですが、ひとつは弘前市市街地の西側、岩木川近くの樋の口地区です。もう一つは市街地の南西部にあります自由ヶ丘地区です。

まず、樋の口地区についてご説明いたします。樋の口地区は、弘前市中心地から西側に位置し、区域の北側と東側が既存市街化区域に接しており、区域西側は岩木川に、南側は県道関ヶ平五代線に接しております。区域の面積は7.3haです。

区域の大半の6.6haは、平成18年に民間事業者による商業施設のための大規模開発が行われた土地で、現在はイオン系ショッピングセンターなどの商業施設が建っております。また、この商業施設用地の範囲には現在地区計画が定められており、後背地の住宅地と調和した良好な市街地を形成しております。また、この商業施設用地を除いた土地には住宅数件とコンビニエンスストアが建っており、農地が0.1haあります。

この写真は、区域の大半を占める商業施設の駐車場から写したものです。

これは平成18年時点の航空写真で、ちょうど商業施設ができた頃のものです。区域の大半が商業施設用地を占め、既に市街化されている様子がわかるかと思えます。

このように、この区域は、既成市街地に隣接し、既に区域の大半が宅地化されており、河川や道路により明確に区分されていることから、今回の定期見直しに合わせ、市街化調整区域から市街化区域に編入することといたしました。

続きまして、自由ヶ丘地区についてご説明いたします。自由ヶ丘地区は、弘前市南西部に位置し、区域南側は既存市街化区域に接し、残り3方は主にリンゴ畑などの農地となっております。区域の面積は10.1haです。

区域の大半の8.8haは、平成11年に民間事業者により住宅地として大規模開発が行われた区域であり、残りについても既に住宅が建つか、整地された土地となっており、区域内に農地はございません。また、大規模開発が行われた区域には地区計画が定められ、良好な居住環境が形成されており、またその他の土地についても、都市計画法第34条第11号に規定する既存集落に指定され、戸建て住宅の建築が認められている区域となっております。

①の写真は、区域西側の境界付近を写したものです。右側の柵から向こうは区域外でリンゴ畑となっております。

②の写真は、区域東側の境界付近を写したものです。左側が区域外で市街化調整区域となっております。

これは平成18年時点の航空写真です。区域の大半に住宅が建ち並んでいることが分かります。なお、区域北部の住宅のない土地は大規模開発された際造られた調整池です。

このように、この区域は、既成市街地に隣接し、既に区域の大半が宅地化されており、道路や水路等により明確に区分されていることから、今回の定期見直しに合わせ、市街化調整区域から市街化区域に編入することといたしました。

なお、この区域の市街化区域編入につきましては、平成23年8月12日に公聴会が開かれ、1名から公述がありましたので、これについて、ご説明いたします。参考資料は8ページとなります。

公述人は、この区域に隣接した土地の所有者です。公述の内容としましては、この公述人が所有している土地が、今回の市街化区域編入により三方を市街化区域に囲まれることになるため、将来の一体的な市街地形成を図るためにも市街化区域に編入してほしいというものでした。

そこでこの土地について再検討いたしました。この土地は約4,200㎡の面積がありますが、現在、建築物等はなく未利用地となっております。また、この土地が接する道路は幅員が2mほどの未舗装の道路であり、この土地の北側の市街化調整区域には住

宅や畑が数件あります。

これが、公述にあった土地の現況写真です。当該区域北側道路より西側に向かって写したものです。写真奥の住宅群が今回市街化区域編入を予定している区域で、ご覧のとおり公述にあった土地は未利用地となっています。

このように、今回公述にあった土地は、市街化区域に編入する要件である既成市街地には隣接しているものの、相当程度宅地化された土地とは言い難く、また、前面道路や周囲の状況から今後10年で宅地化される見込みは薄いと考えられるため、今回の定期見直しにおける市街化区域編入は見合わせることにいたしました。

続きまして、平川市における市街化区域編入地区、小和森上松岡地区について、ご説明いたします。

小和森上松岡地区は、旧平賀町の市街地の北東部に位置し、北側は県道弘前平賀線に、東側は大鰐浪岡線に接しております。区域の面積は12.3haです。

この区域の大半の9.7haは、平成19年に弘前市の樋の口地区と同様に民間事業者による商業施設のための大規模開発が行われた土地で、現在はイオン系ショッピングセンターなどの商業施設が建っております。また、この商業施設用地以外の土地は、住宅が10件ほどと農地が0.4haとなっております。

①の写真は、区域東側の道路から写したもので、道路から右側が編入区域、商業施設となります。②の写真は、商業施設の駐車場から写したものです。

この区域についても、他の区域同様に、既成市街地に隣接し、既に区域の大半が宅地化されており、道路により明確に区分されていることから、今回の定期見直しに合わせ、市街化調整区域から市街化区域に編入することにいたしました。

以上で、弘前広域都市計画区域区分の変更に関する説明を終わらせていただきます。なお、本案件につきまして、都市計画法に基づき平成23年10月18日から31日まで変更案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(山本議長)

ただいま説明のありました議案第3号につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

確認ですが、公聴会を行なって公述があったということでした。これに対して検討した結果、今回は市街化区域編入を見合わせるということでした。根拠として、先程の説明では、既成市街地に隣接していることや、相当程度宅地化が進行しているなど、3つの条件がございました。これらに基づいて、こうした判断をしたということでございますね。

(事務局)

はい。会長のおっしゃったとおり、まず市街地に隣接していること、また相当程度宅地化が進んでいること、そして概ね10年で市街地になることが見込まれること、という3つが揃うことが市街化区域編入の条件でございます。これらに基づいて検討した結果、公述のあった当該地については該当しないと判断いたしました。

(山本議長)

わかりました。

どなたかご質問はございませんでしょうか。

(氏家委員)

今のことについてお聞きしたいのですが、公述内容の概要の理由2のところに、「若葉2丁目27-2地積748㎡のうち251㎡はすでに市街化区域となっており、残り497㎡が市街化調整区域として残っている」とあります。同じ番地でも、市街化区域になったところと市街化調整区域のままのところがあるようです。こういった境界はどのような単位で引いているのでしょうか。

(事務局)

本来であれば地形地物で、例えば川や道路でもって区切るものでございます。ただ、たまたまこの土地については、そのように明らかな境界が見られなかったため、まっすぐ線を引いてしまい、このような結果になっているという状況でございます。

(氏家委員)

今の言い方ですと、県の方が間違っただけのように聞こえてしまいますが、根拠があつて引かれたのではないのですか。たまたま直線で引いてしまったのでこうなった、ということだと、やはり土地の所有者の方は納得しないのではないかと思うのですが。このように同じ番地の所では、一軒でも家が建てば、そこだけが市街化区域に編入されるということなのでしょう。境界を引く根拠について、もう少し説明いただければと思います。

(事務局)

言い方が適切ではありませんでした。本来地形などのように明らかなもので分ける必要があつたと思われませんが、なぜそのような分け方をしたのかというのは、現時点でははっきりとした理由をお示しすることができない状況であるために、先ほどのような答え方をしてしまいました。

(青森財務事務所)

27-2というのは、具体的にどの範囲になりますか。

(事務局)

(スクリーンを指して範囲を説明)

当時のいきさつを記した資料が見当たらなかったため、はっきりしたことは申し上げられません。おそらく当時は、あまりいびつな形で残すよりは、まっすぐ線を引いて今の形で収めようと考えたのではないかと推測しております。

(山本議長)

この土地については、宅地を作つてはならないという規制があるわけではないので、今後宅地化が進んだ状況が確認された場合には、次の機会に市街化区域に編入する可能性はある、という理解でよろしいですね。

(事務局)

はい、市街化調整区域ではありますが、住宅は建てられる場所でございますので、今

後周辺の土地と同様に市街化が確認された場合には、編入することはやぶさかではございません。

(山本議長)

わかりました。

他にご質問等ございませんでしょうか。

(各委員)

なし。

(山本議長)

それではご意見等ないようですので、お諮りいたします。議案第3号につきまして、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(山本議長)

ご異議ないようですので、議案第3号につきましては、原案どおり決することといたします。

それでは順序が逆になりましたが、確認中でありました議案第2号の浪岡緑道について、ご説明をお願いします。

(事務局)

浪岡緑道の件につきまして、先ほど氏家委員のご指摘を受けて確認しましたところ、これが浪岡町の施設であるということがはっきりしましたので、削除させていただきます。

(山本議長)

それではこの緑道についての一行を削除することによろしいですね。

(事務局)

はい。

(山本議長)

議案第2号につきまして、他にご質問等ございませんでしょうか。

(各委員)

なし。

(山本議長)

それではお諮りいたします。議案第2号につきまして、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(山本議長)

それではご異議ないようですので、議案第2号につきましては、原案どおり決することといたします。ただし、原案にありました緑道の記述は、一行削除した上で、決定させていただきます。

これで、本日の案件は全て終了いたしました。つきましては、本件につきまして、青森県知事に対し、原案のとおり議決された旨、答申することといたします。

以上をもちまして、本日の予定は全て終了いたしました。進行を司会にお返しいたします。

(司会)

皆様方には、長時間に渡りご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、第133回青森県都市計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

この議事録が、審議の内容と相違ないものと認め、署名押印する。

議 長 _____ 印

署 名 者 _____ 印

署 名 者 _____ 印